

第19期

第28回

総会議事録

令和5年7月19日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年7月19日(水)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	欠席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	欠席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時35分

8. 閉会宣言 14時15分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

細山 文昭

署名人

伊藤 城治

事務局	<p>ただいまより、第28回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、黒沢 大吉委員、柳田 健一委員、遠藤 昭夫委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>毎日、暑い日が続いていますが、農作業をする際は充分気を付けて行っていただきたいと思います。</p> <p>今日からは、しばらくちょっと涼しいようです。</p> <p>それでも、注意していただきたいと思います。</p> <p>今日もいつも通り、慎重審議をよろしく願います。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>9番 細山 文昭 委員</p> <p>18番 伊藤 城治 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p>

	<p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作委員	<p>中央1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、農業開始です。</p> <p>7月5日に佐久間会長、吉田職代と事前審査会を行いました。</p> <p>借人は貸人の知人で、10年ほど前より貸人の農作業を手伝っていました。いずれは貸人が現在、作付けしている農地すべてを借人に任せる予定です。</p> <p>農機具は貸人より借りて、農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について、付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治委員	<p>三穂田2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>6月29日に現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。</p> <p>農作業は受け人と妻が行います。</p>

	<p>申請地は農地として、適正に管理されております。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、相続財産の清算、経営拡大です。受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。 次に、4番と5番の 2件について、付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	逢瀬4番、5番の調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 7月13日に現地調査を行いました。申請地は受け人が所有する 水田の両側に隣接しており、水稻が作付けされています。 農作業は受け人と経営する会社の従業員が行います。 申請地は現在、受け人が借りて適正に耕作しています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番と5番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番と5番の 2件について、 許可と決します。 次に、6番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。

	<p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は資材置場です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 7月11日に現地調査及び申請者への聴き取り調査を行いました。 申請者は鉄筋加工の会社を経営しており、会社の重機や車の 一時的な保管に利用し、土地を会社に貸すのではなく、 自分で資材置場として管理します。 取水や汚水はなく、雨水は自然浸透します。 周りは住宅に囲まれており、隣接する農地はなく周辺農地への 影響はありません。</p>

	<p>立地基準、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件の障害についても問題はありません。</p> <p>調査結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(b)で甲種農地の要件を満たしていない、街区の面積に占める住宅の面積の割合が40%を超え、</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農家住宅です。</p> <p>7月15日に現地調査をし、話を聞いて来ました。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は今般、住宅の改築に伴い、土地を調査したところ国土調査時に筆界未定地となっており、かつ地目も農地になって</p>

	<p>いることがわかり適法に許可を得て現況と登記事項を一致させたく今回の申請になりました。</p> <p>申請地は先祖代々生計を立てている所で、生活にも便利なので選定しました。一部農地に建物が建っていることもあり 顛末書も添付されております。</p> <p>申請地は整地後転圧し、敷き砂利を行い土砂の流出を防止します。建屋部分は雨水枡を設置し、南側側溝へ排水しその他は自然浸透させます。生活排水・汚水は合併浄化槽を設置し、南側市道側溝に排水します。</p> <p>また北側及び西側にかけて農地があるため、建物の配置等を考慮し、周辺農地の日照に配慮します。</p> <p>調査結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、

	<p>許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は隣接する受け人が所有する別荘の駐車場の増設が必要なためです。隣接する26番1については昨年11月に転用許可をし、駐車場として使用されております。</p> <p>今回の申請はボートクラブの活動拡大に伴い、トレーラーが増えるため駐車場への転用です。</p> <p>7月15日に現地調査を行いました。申請地は前回と同様、休耕中です。</p> <p>近隣農地への被害防除については、申請地西側及び南側農地との間に素掘り側溝を設け、土砂の流出を防ぎます。</p> <p>汚水、雑排水はありません。</p> <p>申請地は集団農地の縁辺部であるため、周辺農地の蚕食はなく、日照・通風と周辺農地への影響もないと考えられます。</p> <p>また代理人にも確認し、相違ないとのことでした。</p> <p>調査結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p>

	以上補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決めます。 次に、2番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は分家住宅です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 受け人は渡し人の孫娘夫婦です。 7月10日に現地調査を行いました。敷地内は平坦地で 土砂の流出はありません。雨水は東側市道側溝へ排出します。 汚水排水は、合併浄化槽で浄化した後、北側市道の既存側溝に 排水します。 申請地の北側と東側は道路で、南側は実家の畑、西側は宅地と 一部畑につき周辺農地へ支障を及ぼすことはありません。 また7月13日に代理人の行政書士に電話で確認を行いました。 申請目的実現の確実性については各種行政手続きが適正に 進められており充分と思われます。 調査結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場、

	<p>船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地はJR磐越西線安子ヶ島駅から300m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から7番までの 7件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から7番までの 7件について、利用権設定5件、所有権移転2件の申請があり審査の結果、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますがご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番から7番までの 7件について</p>

	承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番から7番までの7件について承認と決します。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番1件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>湖南1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は携帯電話基地局の設置に伴う仮設資材置場に 伴う一時転用です。当申請は昨年12月の総会で許可しましたが 借人が基地局開設計画の見直しをすることになり、工事が 一旦保留になっていましたが、今回再度計画された案件です。</p> <p>申請の内容及び条件は前回と同様で、期間の変更だけです。</p> <p>貸人及び現地を確認しましたが、前回と状況は変わらず、 農地法第5条第2項に該当する事項はありませんので 承認相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番1件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番1件について 承認と決します。</p> <p>次に、2番1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>第5条許可申請、一時転用の事業計画変更申請です。</p> <p>変更前、変更後の内容は記載のとおりです。</p>

	<p>変更の理由は転用期間の延長です。</p> <p>7月14日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。</p> <p>この案件は令和4年8月開催の第16回総会議案第3号で許可した案件です。今年の4月30日までに終了予定でしたが地盤が予想より軟弱で進捗が遅れて5月30日に工事完了になりました。</p> <p>その期間中、郡山市より新規で近隣の側溝工事を受注し、継続的に借りることになりました。本来であれば、転用期間終了前に変更申請を行うべきでしたが、失念していました。その旨、顛末書が添付されております。</p> <p>現地調査の結果、敷地全面にいまどおり鉄板を敷いて周囲への影響はありません。</p> <p>調査の結果、承認相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は地目変更です。</p> <p>事務局職員と6月29日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は道路に面していない原野化した荒廃地に囲まれた場所にあり、昭和49年頃より耕作されず、現在は大木、雑木が密集し、原野化しております。</p>

	<p>調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は地目変更です。 7月4日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地の北側と西側は道路、南側は水田、東側は宅地で 農家住宅のいぐねに隣接しています。 平成21年に相続してから耕作できなくなり、現在は高さ3m以上の 雑木が生い茂り、耕作できるようにするには困難な状況でした。 調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、議案第7号「農地中間管理事業の農用地利用集積等</p>

	<p>促進計画案に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号は農地中間管理機構から耕作者への貸付け内容について定める農用地利用集積等促進計画案について 郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。</p> <p>1番 1件については借受人を変更するために 農地中間管理機構と当初の借受人が合意解約した農地について 新たな借受人に貸し付けるものであります。</p> <p>計画の内容を調査したところ、適当と認められますが ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、議案第8号「郡山市農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号は農業経営基盤強化促進法に基づく「郡山市 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更について 意見を求められましたので、お諮りするものです。</p> <p>内容は農業政策課職員から説明いたします。</p>
農業政策課	<p>変更概要について説明いたします。</p> <p>1 基本構想について、農業経営基盤強化促進法に規定されて おりまして、市町村における今後の農業の基本的な方向性を 示すものです。</p>

	<p>いまの計画書は平成6年に策定しまして、その後6回変更しています。この構想は基本的に5年ごとに更新を行うもので2年後に大きな変更を予定していますが、今回の変更は4月から地域計画がスタートしてことによる変更です。</p> <p>2 変更理由は令和5年4月1日に福島県の基本方針が変更されたためです。</p> <p>3 変更内容の(1)全体ですが、文言の修正が多いです。人・農地プランが地域計画に変わったこと、「担い手」が「農業を担う者」という言葉に変わったものや、その育成に関することが明記されました。</p> <p>また、人・農地プランが法定化された地域計画に関して事項の追加を行う変更もありました。</p> <p>(2)以降につきましては記載のとおりで、詳細は別紙資料のとおりです。</p> <p>このような形で変更したいと考えていますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について ご意見、ご質問等ございませんか。須永委員。</p>
須永 静夫 委員	<p>資料の16ページの5行目、「郡山市農業経営改善支援センター等を設立し」と非常に前向きな表現があるんですが、内容について教えてください。</p>
農業政策課	<p>郡山市農業経営改善支援センター等の設立についてですが、組織を新しく増やすということではなく、去年までに設立してきた組織に機能を持たせたいと思っています。</p> <p>例えば、新規就農者の協議会を設立しまして、新規就農者のサポートをしていきたいと考えております。</p>
須永 静夫 委員	<p>要するに協議会みたいなものを年に2から3回開催する程度のもので理解していいのか。</p> <p>本気度がいまの話では、わからなかったのです。</p>
農業政策課	<p>いま福島県農業振興公社で窓口を設けたと思いますがこの窓口が支援センターの機能がついていました。</p> <p>あとはオンラインでの相談があるかと思います。</p> <p>郡山市でもコロナ禍前に比べ、新規就農の相談が増えています。</p> <p>その中でも東京近郊の方からの就農相談が増えていますので</p>

	オンラインでできるように考えているところです。
議長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第8号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から4番までの4件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から22番までの22件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番 1件について 通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「農地法第3条第1項の規定による許可処分を取り消しについて」 次のとおり、1番 1件について取消願いの提出があり、 適当と認め取り消したので報告する。 報告第4号を終わります。</p> <p>続いて、報告第5号「相続税の納税猶予に関する適格証明書に</p>

ついて」 次のとおり1番 1件について
農地等の相続人より相続税の納税猶予に関する適格証明書の
証明願いの提出があり、適当と認め証明書を交付したので報告する。
報告第5号を終わります。

続いて、報告第6号「専決処分事項の報告について」
郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。
専決第1号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第1号 専決処分書
郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について
理由：令和5年6月30日付けで事務局人事を発令するため。
発令の内容については、記載のとおりです。

ただいまの 第1号から第6号までの報告について
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 以上で報告事項を終わります。
その他ございませんか。

(なし)

議長 長時間の慎重審議ありがとうございました。
以上で、第28回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第28回総会（令和5年7月19日開催）の概要

第3条 農地の異動は

6件で、 田 14,794.00㎡ 畑 103.00㎡ でした。

第4条 農地の転用は

2件で 資材置場1件、農家住宅1件でした。

第5条 農地の転用は

2件で、 駐車場1件、分家住宅1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。